

# 本文章已註冊DOI數位物件識別碼

## ► 日本における中高一貫教育の推進に関する－考察

doi:10.29714/TKJJ.200305.0008

淡江日本論叢, (12), 2003

作者/Author： 闕百華

頁數/Page： 131-152

出版日期/Publication Date :2003/05

引用本篇文獻時，請提供DOI資訊，並透過DOI永久網址取得最正確的書目資訊。

To cite this Article, please include the DOI name in your reference data.

請使用本篇文獻DOI永久網址進行連結:

To link to this Article:

<http://dx.doi.org/10.29714/TKJJ.200305.0008>



*DOI Enhanced*

DOI是數位物件識別碼（Digital Object Identifier, DOI）的簡稱，  
是這篇文章在網路上的唯一識別碼，  
用於永久連結及引用該篇文章。

若想得知更多DOI使用資訊，

請參考 <http://doi.airiti.com>

For more information,

Please see: <http://doi.airiti.com>

請往下捲動至下一頁，開始閱讀本篇文獻

PLEASE SCROLL DOWN FOR ARTICLE

# 日本における中高一貫教育の推進に関する一考察

淡江大学日本語文学系・日本研究所 助理教授

闕百華

## 論文要旨

日本における中高一貫教育は、中学校・高等学校という青年期前期の教育をゆとりと一貫性のある教育としてとらえ、入試によって分断されている中等教育を統合し、六年間見通した教育課程の編成や学習の展開を目的とするものである。これは、これまでの中学校・高等学校に加えて、生徒や保護者が中高一貫教育も選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を図るものであり、一九九九（平成一一）年四月から制度化されている。

しかし、一部中等教育機関への中高一貫教育の選択的導入であることから、教育制度の単線化を崩し、中学校教育段階での制度的格差をもたらすとの指摘がある。また、現状は六年制一貫校が進学準備に偏した一部私立の中高一貫教育に象徴されるように、エリート校化と受験競争の低年齢化という問題を派生させている。

## キーワード：

中高一貫制、中教審、ゆとり

## はじめに

周知のように、終戦後の教育改革によって、五〇年以上にわたって日本における学校制度は平等主義に基づいて「六・三・三制」という単線型で行ってきた。また、義務教育制度は中学校までが対象となり、高等学校はいわば義務教育後教育となる。このように、学校制度上及び義務教育制度上、中等教育が中学校と高等学校とは関門で隔てられるのが日本の学校制度の一つの大きな特徴と言える。

しかし、後期中等教育である高校進学率九七%という準義務化している今日、この制度に起因するであろう教育問題は数多い。特に、形式的な平等にこだわったがために、中等教育段階における中学校から高等学校への厳格な選抜試験に関連した教育上の弊害や問題については、これまで多方面から指摘されてきた。この一五歳での高校入試と言う壁は、子どもたちへの大きな圧力となっているばかりではなく、中等教育の前期（中学校）と後期（高校）の学習の連続性をも断つている現状をもたらしている。

一方、子どもの成長・発達を通してみると、中学校三年・高校三年と区切りられた中等教育は児童・生徒の個性や能力・適性を発見し、それを伸ばして行くには少々短すぎるので、思春期・青年期前期の人格発達に対してほとんどプラスに機能していない。そこで、選抜試験などに絡む諸問題を解決し、より効果的な教育を提供するために、中学校と高校との接続を問う中高一貫教育の概念がクローズアップされることになった。つまり、受験によって分断されている中学校教育と高等学校教育を接続し、六年間を通して、長い目で継続的に指導することになれば、児童・生徒の能力や習熟度に合わせて、木目細かく指導を展開することも容易になるであろう。また、三年で無理に区切りをつける必要がないから、指導の内容に柔軟性を持たせ、教育課程をより弾力的に編成することも可能になる。それゆえ、中高一貫教育の導入は内容的にも制度的にも一貫性や継続性を持たせ、そこから生まれる「ゆとり」を活用して特色ある教育を幅広く実施し、より生徒たちの個性を伸ばしていくことが期待される。

一九九七（平成九）年六月の中央教育審議会第二次答申では、中学校の三年と高等学校の三年を合わせて六年とする方法と、それぞれの三・三を密接に連携させていく方法が案として出された。この中央教育審議会の答申を受けて、一九九八（平成一〇）年六月に「学校教育法の一部を改正する法律」が公布され、公立

の学校にも中高一貫教育が認められることになった。

また、中高一貫教育の導入の趣旨として、同年度の『我が国の文教施策』では、次のように論じている。「中高一貫教育の選択的導入は、現行の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が六年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すものである。」ここでは、「多様化の推進」「選択の機会の拡大」「個性の重視」はそのキーワードである。

上記の趣旨を見ると、新たな中高一貫教育はこれまでに国立大学の付属校や私立学校において進められてきた中高一貫教育とはかなり異質なものであることが明かである。従来の中高一貫教育は、概して中学校と高等学校の普通科を連結し、主として大学進学のための準備教育の能率化を図ることを目的として行われてきた。またその中には、いわゆる「受験エリート校」も多く見受けられる。これに対して、新たな中高一貫教育は、子どもや保護者のニーズに対応するため、多様な選択肢を用意する観点で「特色ある」学校の一つとして導入されたものである。

本研究は中央教育審議会答申などを元にしながら、文部省が推進する中高一貫教育の選択的導入までの政策を分析し、学校の設置形態と教育課程の編成から新たな中高一貫校と従来の国立・私立中高一貫校との差異を探究する。そして、日本全国初の公立の中高一貫教育校である宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校の実践例を考察し、中高一貫教育の選択的導入の意義とその問題点を明らかにしようとする。

## 一 中高一貫教育の歴史的経緯

中学校・高等学校を一つの学校として公に提言されたのは、歴史的には、戦前では一九一八（大正七）年の臨時教育会議答申、戦後では一九五一（昭和二六）年の政令改正諮問委員会答申でも見られるが、現在進められつつある中高一貫制は、一九七一（昭和四六）年の中央教育審議会答申（四六答申）に始まり、その後臨時教育審議会答申を経て、今日の具体的課題となっている。

一九五一（昭和二六）年七月二日、政令改正諮問委員会の「教育制度の改革に関する答申」では学校体系の画一性を打破するための一つの方策として、「中学校（三）と高等学校（三）を併せた六年制の農工商等の職業教育に重点をおく高等

学校」の設置を提言している<sup>1</sup>。この提言を踏まえて、一九五七（昭和三二）年に中教審答申も「科学技術教育の振興方策について」を答申し、「工業に関する初級の技術者の資質を高めるため、高等学校工業課程に中学校を付設して一貫教育を行いうるようすること。ただし、この実施に当たっては、義務教育あるいは他の課程との関連を慎重に考慮すべきである」と技術者養成のための教育政策（いわばマンパワー政策）を打ち出した。

マンパワー政策が教育にも影響を与えた高度経済成長期（一九六〇年代）に入ると、産業界も多様化の観点から中等教育の前後期の区分を見直すべきとの主張を強く表明するようになってくる。これを受け、一九六六（昭和四一）年の中教審答申「後期中等教育の拡充整備について」においては、特に各学校段階間の教育課程の非連続性が指摘され、「小学校、中学校、高等学校の教育の関連性」の中で、教育課程上多くの問題性が認められるという認識に立ち、検討の必要性が語られている。そして、さらに、中学校・高等学校における教育課程の連結を図り、「中等教育を一貫して行うため、六年制の中等教育機関の設置についても検討する必要がある」いわゆる六年制中学校の新設が提起されている<sup>2</sup>。しかし、この度の答申ではその具体的に詳細な事項は示されなかった。

この中高一貫校の提言は五年後の「四六答申」に引き継がれた。一九七一（昭和四六）年に出された「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」と題する中教審答申は、「戦後の学制改革以来二〇年の実績を反省するとともに一今後の時代における教育のあり方を展望し、長期の見通しに足った基本的な文教施策について答申を求められた」もので、「漸進的な学制改革を推進するために」、学校体系全体の見直し及び検討、改革を提言し、六年一貫の中等教育を新しい学校体系の開発の第一歩として打ち出した。それによると、中高一貫教育の必要性は次のように強調された。

「中等教育が中学校と高等学校とに分割されていることに伴なう問題を解決するため、これらを一貫した学校と教育を行い、幅広い資質と関心を持つ生徒の

<sup>1</sup> 政令改正諮問委員会「教育制度の改革に関する答申」1951年7月2日、第一の二—学校体系の例外より、長浜功編『史料国家と教育—近現代日本教育政策史』明石書店、1994年4月、316頁。

<sup>2</sup> 中教審答申「科学技術教育の振興方策について」1957年11月11日、  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/12/chuuou/toushin/571101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/571101.htm)

<sup>3</sup> 中教審答申「後期中等教育の拡充整備について」1966年10月31日、  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/12/chuuou/toushin/661001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/661001.htm)

多様なコース別、能力別の教育を教育指導によって円滑かつ効果的に行うこと」。  
「小学校と中学校、中学校と高等学校の区切り方を変えることによって各学校段階の教育を効果的に行うこと」<sup>4</sup>。

この答申では、①公立を含む中高一貫校の構想が明白に提示されたこと、②それが学制（「六・三・三制」）の改革の推進を目的とした先導的試行として位置付けられたこと、という二つが大きな特徴であった。ただし、その設置については、早計な判断を差し控え「先導的試行」と科学的な分析や「厳正な評価」を求め、全面的な導入か現行制度との並列的な導入かなどの判断は、試行の結果次第として保留された。しかし、共通理解が得られなかつたので、この提案は立ち消えとなつた。

しばらく沈静化した制度化への動きは、一九八六（昭和六一）年六月の臨時教育審議会第一次答申で再び始動する。臨教審は「第三の教育改革」を旗印に、教育のあらゆる分野に改革のメスを入れた。その結果、学校体系に関する改革として、中・高一貫の「六年制中等学校」や単位制高等学校の創設などを正式に提言した。なお、「六年制中等学校」構想は次のようである。

「現行の中学校教育と高等学校教育を統合し、これを青年期の教育として一貫して行うことにより、生徒の個性の伸長を継続的、発展的に図ることを目指す新しい学校として、地方公共団体、学校法人などの判断により、六年制中等学校を設置できるようにする」<sup>5</sup>。

生徒の個性を伸長するには、多様な教育の機会を提供できるようにする必要がある。それゆえ、六年制中等学校を設置者の判断により設置できる道をひらくとする。さらに、臨教審答申は、六年一貫の長所として、六年間にわたる計画的、継続的な教育・指導によって、効率的、一貫的な教育を行うことができること、中等教育を前期・後期の三年の短期間に区切ることなく、中学教育と高校教育の接続を円滑にし、落ち着いた安定的な学校生活を過ごすことができること、という二点を挙げている。他面、短所や留意点としては、中高の節目がなくなり、中だるみが生じやすくなることと、進路指導の決定時期が小学校におりてくる、と

<sup>4</sup> 中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」1971年6月11日、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/12/chuuou/toushin/710601.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/710601.htm)

<sup>5</sup> 臨時教育審議会「教育改革に関する第一次答申」1986年6月26日、第三部第二節②六年制中等学校より、長浜功編『史料国家と教育—近現代日本教育政策史』明石書店、1994年4月、472頁。

いう二点を示した。こうして、答申は利点と問題点双方を指摘しつつ、「現行の中学校教育と高等学校教育を統合し、これを青年期の教育として一貫して行うことにより、生徒の個性の伸長を継続的、発展的に図ることを目指す新しい学校として、地方公共団体、学校法人などの判断により、六年制中等学校を設置できるようにする」と結論付けた。そしてそれを支える理念が中等教育の構造の「柔軟化」および教育機会の「多様化」とした。また、現行制度下でも中学校と高等学校が連絡提携し、双方の教育を有機的一貫的に行えるように教育内容のあり方の検討の必要性も述べられた。

この答申を受けて、文部省では六年制中等学校の実現に向けて、いろいろな角度から検討を重ねた。さらに、同答申における中等教育に関する諸課題について調査研究を行うために、「中等教育改革の推進に関する調査研究協力者会議」が組織された。一九八八（昭和六三）年、同会議は「六年制中等学校（仮称）の在り方と課題について（審議のとりまとめ）」という論議結果を出した。これは、教育課程編成・学習指導、生徒指導、進路指導における意義と課題を併記し、六年制中等学校の在り方を検討し、一貫校にかかる諸制度の具体的な検討に着手するにあたっては、諸点について更なる検討を要請するものであった。

また、学校制度における位置付けとしては、「現行制度を踏まえつつ、六年制中等学校の特性が生かせるよう配慮することが望まれる」として、「中学校及び高等学校による中等教育の基本としつつ、それらの特例的な学校として位置付けられることが適切であると考える」とされた。つまり、この新しい学校制度を現行制度（六・三・三の区切り）と大幅に入れ替えるのではなく、あくまでバイパス的なものにし、いわば中等学校制度の多様化をねらいにし、現行制度に特例的に六年制中等学校を付加する形が構想された。言い換えれば、中教審「四六答申」では「六・三・三制」の改革の可能性を含めて、中高一貫校の位置付けが保留されていたが、臨教審以降では現行制度と並列的に、あるいは「特例的な学校」として設けることが目指されるようになったのである<sup>6</sup>。

臨教審の解散後、「六年制中等学校」は文部省・中央教育審議会において高校入試改革と同時に「中学校と高校の接続」のテーマとして取り上げられてきた。

<sup>6</sup> 片山信吾「公立中高一貫校の創設に関する考察」『現代の高校教育改革—日本と諸外国』大学教育出版、1998年8月、59頁。

第一四期中央教育審議会が一九八九（平成元）年四月に発足し、高校改革に関する審議を開始した。さらに、一九九五（平成七）年四月二六日に、第一五期中央教育審議会が発足したが、その際、文部大臣からは「二一世紀を展望した我が国の教育のあり方」の検討について諮問されていた。具体的な検討事項の中には、公立中学校、高等学校の教育面での連携という課題が含まれており、中高の接続について、教育内容面での重複がなく、無駄がないようにという点を取り上げている。このように教育内容面における改善の一貫制を強調し、その延長線上に制度としての中高一貫の課題も浮上してくるのである。

一九九七（平成九）年に入り、文部省「教育改革プログラム」（一月二四日）では、「教育制度における多様で柔軟な対応を進めること」と述べ、中高一貫教育の導入を中央教育審議会で審議し、同年六月を目指に結論を得る、とされた。そのねらいとして、「子どもの個性・能力をゆとりある教育の中で育むことを目指し、また、学校制度の複線化構造を進める観点から、中高一貫教育を導入することができよう」と説明している<sup>7</sup>。続いてその中央教育審議会「二一世紀を展望した我が国の教育のあり方について（第二次答申）」（六月二六日）においては、中高一貫教育の意義について、高校入試の影響を受けずに、ゆとりある学校生活を送れることや、六年間を通じて計画的、継続的な教育を行うことができる点を強調し、公立学校における「中高一貫を導入することが適当」とし、その選択的導入が提言された<sup>8</sup>。

さらに、中高一貫教育の具体的内容については、「ゆとり」ある学校生活の中で、それぞれの子供の個性や創造性を大幅に伸長するという中高一貫教育の趣旨を十分生かすことができるよう、義務教育段階での基礎・基本をしっかりと身につけさせるとともに、年齢が進むにつれて多様化していく生徒の能力・適性、興味・関心、進路等に対応して、生徒の選択を重視した、出来るだけ多様な教育を提供することが望まれると中教審の審議は提言している。

この中央教育審議会の提言を受け、「公立中学・高校においても中高一貫教育を導入するべき」と初めて明確に打ち出した。そして、一九九八（平成一〇）年

<sup>7</sup> 文部省「教育改革プログラム」1997年1月24日、  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/09/08/970808.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/09/08/970808.htm)

<sup>8</sup> 中央教育審議会「二一世紀を展望した我が国の教育のあり方について（第二次答申）」1997年6月、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/12/chuuou/toushin/970606.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/970606.htm)

文部省は「教育改革プログラム」を公表した。それによると「個性を伸ばし多様な選択ができる学校制度」が主な改革の一つの視点として挙げられている。また、それについては、プログラムは「これまでの行過ぎた平等主義を是正し、子どもたち一人一人の個性、能力を尊重した教育へと転換を図るとの観点から、教育内容における選択幅の拡大と併せ、『中高一貫教育』の選択的導入など学校制度の複線化、大学への入学年齢、編入学制度の弾力化など、こどもたちがその個性に応じて多様な選択ができ、やり直しのきく学校制度を実現する」と述べている<sup>9</sup>。

同プログラムでは、関係法案を一九九八（平成一〇）年の通常国会に提出し一九九九（平成一一）年度からの導入を目指し、市町村立中学校と都道府県立高等学校の連携によるものは一九九八（平成一〇）年度の実施が可能なように早急に制度改正を行う、とされた。

これを踏まえて、一九九八（平成一〇）年六月五日、「学校教育法等の一部改正する法律」が成立した。これは、いわゆる中高一貫教育法である。中高一貫教育を行う中等教育学校が同法一条（学校の範囲）の中に位置付けられることになった。また、学校教育法五一条の二によると、中等教育学校は、「小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする」もので、修業年限は六年で、それぞれ三年の前期コースと後期コースに分けられる。

そしてその目標は、学校教育法五一の三において、①国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと、②社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること、③社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること、という三つが明記されている。

学校教育法改正により、一九九九（平成一一）年四月一日から「中等教育学校」をはじめとする中高一貫教育が施行されることになった。この中等教育制度の改変は戦後教育改革的一大原則である「六・三・三制」の画一的な学校体系に終止符を打ち、中等教育の多様化及び学校制度の複線化を推進しようとの意図と措置であることに大きな意義があると言える。また、これまでの中学校・高等学校の

<sup>9</sup> 文部省「教育改革プログラム」1998年4月改訂、  
<http://www4.ocn.ne.jp/~zenjiken/kenkyu/taikai/32iwategenkou.pdf>

制度に加えて、生徒や保護者が六年一貫の中等教育も選択できるようにすることによって、生徒一人一人の個性をより重視したゆとりある教育の実現も十分期待されるのである。

## 二 中高一貫校の実施形態

従来の中高一貫校は、大きく分類すると、三つのタイプが挙げられる。第一は、基本的に係属大学と接続がなく、有名大学に多数の合格者を出している「進学エリート校」や有名大学を目指して進学指導に大きく傾斜している学校である。第二は、付属大学への推薦入学などが進路の一定以上の割合を占める私立大学の「付属校」である。第三は、ユニークな教育理念をかけ、大学進学志向とは異なるところに主な目標を置く、言わば「実験的な学校」であるが、これは、全体としては、ごく少数である<sup>10</sup>。

一九八五（昭和六〇）年前後からは、中高一貫校志向は増大してきた。その背景として、乾彰夫氏が次のように挙げた。第二次ベビー・ブーム層の子どもたちが、この時期には小学校高学年から中学校に在籍しており、おのずと受験競争がエスカレートし、激化に拍車がかかることになる。この中で、東大などの有名大学への合格者に占める国立・私立中高一貫校の割合が高まってきたことをうけて、有名大学への「バイパス」的ルートとして、第一のタイプの学校への志向が高まったのである。第二には、逆に競争の過熱化が、それを嫌う経済的に豊かな層の一部に「競争回避」のためのルートとして、第二のタイプへの志向を広めた。第三に公立中学校では、校内暴力、いじめなどの問題が多発し、「荒れた中学校」からの避難として国立・私立中学校志向をさらに広げたのである<sup>11</sup>。

この背景からも分かるように、今日、日本における中高一貫校を求める動きの基調に大きくあるのは、大学進学をめぐる厳格な競争だと言ってよい。そして私立一貫校の新設の動きが広がったとともに、思春期にあたる中等教育段階の過度の受験戦争が子どもの成長を歪めている問題や、いわゆる「公立離れ」傾向への歯止め、より効果的な教育を提供し、ゆとりのある学校生活を可能とするには、

<sup>10</sup> 乾彰夫「中高一貫教育の可能性と課題—公立中高一貫中等学校問題をめぐって」『教育展望』462号、1996年12月、38頁。

<sup>11</sup> 同上、38頁。

公立中高一貫教育の設置が唱えられてきたのである。

また、公立中高一貫教育には①中等教育学校型、②同一設置者による中学校・高校の併設型、③設置者が異なる中学校と高校による連携型という三つの実施形態がある。そして生徒や保護者のニーズに応じて、各設置者はこれらの中から望ましいタイプの中高一貫教育校を設置することができるとされている。

まず、中等教育学校型は、学校教育法一部改正（第四章の二の新設）により創設された新たな六年制中学である。「中等普通教育ならびに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すこと」を目的とする中等教育学校は、同一の生徒集団を対象に、六年間を前期課程と後期課程に分けながらも、一つの学校として中高一貫教育を行う。また、公立の中等教育学校において、入学者の決定については、受験競争の低年齢化を恐れ、学力試験による入学者選抜は行わず、それぞれの学校の特色に応じ、面接、実技、推薦、抽選等の方法を組み合わせて選抜を行う（学校教育法施行規則第六五条の七）とされている。

そして、併設型についても学校教育法の改正により、「同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、監督庁の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる」と明記されている。つまり、中等教育学校より柔軟な設置形態であり、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者（自治体、学校法人など）による中学校と高等学校を接続したものである（市が市立高等学校と市立中学校を併設する場合など）。このタイプは、併設型中学校、併設型高等学校と呼ばれる。また、併設型の中学校においても、入学者の決定に際して、中学校と高等学校をできるだけ円滑に接続するという中高一貫教育の趣旨を踏まえ、調査書や学力試験による入学者選抜は行わず、面接・実技などの簡便な方法で行うこととされている（学校教育法施行規則第六五条の一四）。

それから、連携型は設置者が異なる既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校が教育課程の編成や教員・生徒間交流などの連携を深めるタイプの中高一貫教育校である。学校教育法施行規則の改正により、「中学校においては、高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、該当中学校の設置者が該当高等学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる」と規定され、高等学校においても同様に中学校との一貫性に配慮した

教育を施すために教育課程を編成することができるとされている。こうした教育課程の連携を実施する学校は、それぞれ連携型中学校、連携型高等学校と呼ばれる。典型的には、過疎化によって生徒確保が難しくなった小規模高校が、特色を打ち出しながら他地域への流出を防ぐと言うねらいを持つ。中学生にとって魅力ある高校を作りながら、これを中学校の進路指導にも生かそうというものである<sup>12</sup>。なお、連携型の中学校から連携型の高等学校への進学に際しては、入学者選抜が行われるが、連携型の中高一貫教育の趣旨を踏まえ、調査書や学力検査を行わず、面接、実技といった簡便な方法での選抜が可能となっている（学校教育法施行規則第五九条第四項）。すなわち、公立中高一貫校のいずれも、中学相当の学年から高校相当の学年に進学する時にはほとんど無選抜で進学できる方式である。

ちなみに、中高一貫教育校の設置については、文部省は、生徒や保護者にとって、実質的に選択が可能となるよう、中高一貫教育が地域の身近なところに数多く設置されることが必要であるという姿勢を示している。文部省の「教育改革プログラム」では、「当面、高等学校の通学範囲（全国で五〇〇程度）に少なくとも一校整備されること」との目標が示されている。また、二〇〇〇（平成一二）年九月に発表された教育改革国民会議の中間報告には、「過度の受験競争を減らし、子供たちの学習環境の選択の幅を広げるため、公立学校の半分程度を中高一貫校とする」という趣旨のことが述べられており、中高一貫教育の推進に積極的態度が示されている。

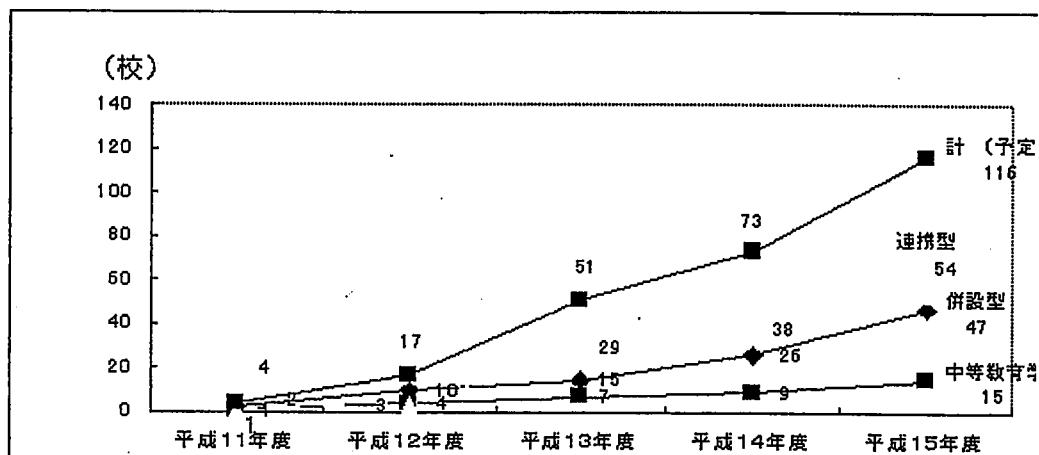
一方、中高一貫校の設立数については、二〇〇〇（平成一二）年度までの設立数は、一七校である。公立は三校にとどまり、中等教育学校は、宮城県立五ヶ瀬中等教育学校のみである。二〇〇三（平成一五）年度は、二〇〇二（平成一四）年度の設置校数の七三校から四三校増加し、一一六校設置される予定である。また、公立の中高一貫教育校を設置している県は三四都道県に上り、そのうち二六都道県は、複数校の配置となる予定である。

なお、下図（中高一貫教育校設置の推移）を見ると分かるように、三つのタイプの中で設置校数が最も多いのは連携型であり、次は併設型、中等教育学校という順である。中等教育学校の事例が比較的に少ないので、新制度の導入への不安、

<sup>12</sup> 菊地栄治「中高一貫教育のあり方をどう考えるか」『月刊高校教育』1999年3月、35頁。

財政悪化と生徒数減少の中での学校新設の是非、地方部に設置した場合の生徒募集の不安と都市部での私立中高一貫校との競合など、複雑な要因が絡んでいます。そこで多くの地方自治体は当分様子を見つつ、慎重な態度をとり、国の力の入れようとは逆に、高校統廃合を避けるために、中学校との連携を進めている<sup>13</sup>。このほか、連携型は既存の中学校と高等学校を活用できる、大きな財政措置を必要としないので、中等教育学校や併設型に比べて導入しやすいことも考えられるのである。

中高一貫教育校設置の推移



\* 出典：文部省「各都道府県等における中高一貫教育校の設置・検討状況について」2003年1月、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/ikkan/9/030101.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/9/030101.htm)より引用

### 三 中高一貫校の教育課程

中高一貫教育は、高等学校進学のための入試をくぐる必要がないので、時間的なゆとりが生じやすい。また、それぞれが独立に設置されている中学校や高校より、カリキュラム編成上、中学校・高校の連携がとれるので、教材の重なりが省ける。そこで、それによって弾力的運用の幅が広く、ゆとりが生まれる可能性はある。言い換えれば、ゆとりを生かし、ユニークな教育課程を編成することができるのの中高一貫校の大きなメリットである。

<sup>13</sup> 菊地栄治「中等教育学校」『最新教育キーワード』時事通信社、2001年4月、36頁～37頁。

今回導入された中高一貫教育の教育課程を考察する際には、従来事実として存在している私立の中高一貫校のそれについても十分検討する必要があると思う。ただし、資料の制限があるので、東京都私立学校教育振興会・その他による調査結果から私立中高一貫校における教育課程の実施状況を見ることにする。

東京都の全私立高等学校のうち中学校を併設している高等学校を見ると、「中高六年間を通してカリキュラムを編成している」学校が、一九九三（平成五）年度は二九%、一九九四（平成六）年度が三五%、一九九五（平成七）年度の場合は四〇%で、一貫したカリキュラム編成は年を追うごとに増加している。また、併設中学校では「高校の教科内容を取り入れて授業をしている」については、「国語と数学と英語で実施」されているが、一九九三年度は一三%、九四度が一六%、九五年度では一八%となっており、その割合が高くなっていることが分かった。さらに、併設中学校における習熟度別授業の実施状況について、「数学と英語」を見ると、一九九三年度は一一%、九四年度が一二%、九五年度は一四%であり、その割合も年々増加している<sup>14</sup>。

これらの数値から私立の中高一貫校は大学進学のための準備教育教育に偏する傾向が主流になりつつあることが窺える。また、六年間の学習内容を五年間で片付けて、あと的一年を大学受験に備えるというやり方もある。

しかし、すでに述べたように新たな中高一貫教育はその趣旨が今までのそれとは異なるものである。ゆとりある学校生活や個性・創造性の伸長を目指し、既存の中学校、高等学校の教育と並列する、複線の一つとして導入された。言い換えれば、中高一貫教育を加えることで生徒の進路をめぐる選択肢を増やすという試みなのである。

第一五期中央教育審議会（一九九七年）の議論の時からも、いわゆる旧来型の受験エリート校化しないということが確認された。同答申では、わざわざ「受験準備に偏した教育が行われることのないよう」と念を押しつつ、知識詰め込み型の教育を転換し、「自ら学び、自ら考え」、課題を解決していく「生きる力」を重視した教育を推進し、六年間を一貫した多様なカリキュラムを用意することのできる新しい学校を作っていくという観点に立っている。そして、多様な形態で中

<sup>14</sup> 池沢政子「中等教育制度の改革とカリキュラム—中高一貫教育を中心に」山口満編著『教育課程の変遷からみた戦後高校教育史』学事出版、1995年、251頁。

高一貫教育を推進する観点から、七つの特色ある教育活動が提示されている<sup>15</sup>。

その特色例とは、①体験学習を重視する学校。ボランティア体験、社会体験、勤労体験、自然体験などを積極的に導入する。②地域に関する学習を重視する学校。地域の歴史や文化、自然、産業を活かした指導内容を編成し、地域の人材を活用する。③国際化に対応する教育を重視する学校。コミュニケーション能力の育成、国際交流活動や国際理解教育を推進する。④情報化に対応する教育を重視する学校。インターネット等の活用、情報リテラシーや情報モラルを育成する。⑤環境に関する学習を重視する学校。自然体験活動の充実、環境や自然を大切にする心を育成する。⑥伝統文化などの継承のための教育を重視する学校。伝統工芸や伝統産業の技術の伝承、伝統技能の技の伝授、後継者の養成などに力を入れる。⑦じっくり学びたい子どもたちの希望にこたえる学校。個別のきめ細かな教育計画を立て子どもたちを指導し、学習のつまづきを的確に把握し、基礎・基本を確実に学ばせ、じっくりと問題を克服する。という七つである。つまり、六年制中等学校は青年期における生徒の個性、適性を組織的、継続的に把握し、一貫的・発展的な教育を行うという観点から様々な教育の類型が予想されることに特色がある。

また、一九九八（平成一〇）年六月五日、「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立に際し、次のような附帯決議が付された。

中高一貫教育の内容は、「ゆとり」のある学校生活の中で、生徒の個性や創造性を大いに伸ばすという本旨にのっとり検討され、受験準備に偏したいわゆる「受験エリート校」化など、偏差値による学校間格差を助長することの内容に十分配慮すること。

「受験エリート校」化防止のため入学者選抜に学力試験を行わないこととされる<sup>16</sup>。

つまり、附帯決議を守るかぎり、公立の中高一貫教育校は受験エリート化できなくなる。さらに、中高一貫学校における教育課程の基準の特例も設けられている。

教育課程審議会は、一九九八（平成一〇）年七月二九日に、「幼稚園、小学校、

<sup>15</sup> 前掲「二一世紀を展望した我が国の教育のあり方について（第二次答申）」。

<sup>16</sup> 衆参文教・文教科学委付帯決議、1998年5月。初中局長通知、1998年6月。

中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」を公表した。その中で、「各学校段階等ごとの教育課程の編成及び授業時数等」の項で「中高一貫教育の教育課程の編成等」について、次のように述べている。

「中高一貫教育は、中学校教育と高等学校教育を接続し、六年間の計画的・継続的な教育課程及び学習環境の下で、一貫した教育を行うものであり、「ゆとりある安定的な学校生活が送れることや、六年間の計画的・継続的な教育指導ができる、生徒の多様な個性の伸長や優れた才能の発見ができるなどの意義を有する」という説明に統いて、「社会体験と自然体験を中心とした様々な体験学習を積極的にとりいれることなどにより、豊かな教育活動を開拓していくことが望まれる」と明示されている<sup>17</sup>。要するに、ゆとりある学校生活の中で、「豊かな教育活動」により生徒の個性や創造性を伸ばすというのが中高一貫教育の基本的考え方は明らかになる。

同答申によると、中等教育学校は現行の義務教育制度の下に導入されるものであるから、基本的には、中学校及び高等学校のそれぞれの教育内容を規定した学習指導要領の基準を準用しながらも、中高一貫教育として特色のある教育課程を再編成して、教育効果を挙げようとするものである。そのために、いくつかの具体的な特例措置が講じられている。

つまり、中等教育学校の教育課程の基準については、前期課程（中学校）では生徒の個性や創造性を伸ばすことのできる特色ある教育課程を編成することができるよう、①各選択教科の授業時数の上限を緩和する。②各学年においては、必修教科の授業時間数を年間七〇単位時間（週二時間程度）の範囲内で、授業時数を減じ、その減じた時数をその内容を代替できる内容の選択教科の授業時数の増加に充てることができるようにしている。③選択教科の種類については、各学年とも、中学校学習指導要領に示す全ての教科を開設できることとしている。また、後期課程（高等学校普通科）において、「その他の科目」（平成一二年度からは「学校設定科目」）及び「その他特に必要な教科」（平成一二年度からは「学校設定教科」）を活用して、前期課程とのかかわりをさらに深めることができるようとする。このため、普通科において卒業に必要な単位数に含めることができる上限（二〇

---

<sup>17</sup> 文部省『中学校学習指導要領』時事通信社、1998年4月、178頁。

単位) を緩和する特例を設けることとなった。この特例によって、学校独自の特色ある教科(選択科目の内容となる)をより幅広くまた、内容的に豊かに修得できるのである。

一方、併設型の中学校・高等学校の教育課程については、教科の種類などについて、それぞれ中学校及び高等学校の基準を適用するほか、中等教育学校の場合と同様に、教育課程の基準の特例として、文部大臣が別に定めるところ(文部省告示)によるものとしている。また、併設型の中高一貫校では中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより教育課程を編成するものとしている。この場合、設置者は、教育委員会規則などにおいて、当該中学校と高等学校が併設型の中高一貫教育を施すものである旨を明かにするとともに、各学校においては学校間の協議を経て教育課程を編成する旨を定めが必要である。

他方、連携型の中学校・高等学校における教育課程の編成と実施については、連携型の中高一貫教育は、既存の中学校と高等学校を前提とするものであるため、法律上は特段の規定は設けられていない。しかし、一九九九(平成七)年の省令改正では、教育課程の編成手続きの規定の整備が行われている。具体的には、中学校及び高等学校においては、高等学校または中学校における教育との一貫性に配慮した教育を行うため、当該学校の設置者が設置者間の協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができるととともに、当該中学校及び高等学校は、両者が連携してそれぞれの教育課程を実施するものとされている。また、教職員・生徒の交流、授業の共同実施等、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成が望まれるとされている<sup>18</sup>。

なお、中等教育学校の後期課程や併設型・連携型の高等学校については、普通科タイプ、専門学科タイプ(職業科、芸術科、体育科、外国語科、理数科など)・総合学科タイプ、単位制タイプなど多様な課程・学科等があり、これらを適切に組み合わせることにより、特色ある教育活動や生徒の関心・興味・適性等に対応した教育を施すことが可能になるので、より大きな教育成果が期待できるのである。

---

<sup>18</sup> 文部省高等学校課「中高一貫教育制度の実施と高等学校入学者選抜の改善」『月刊高校教育』1999年2月、57頁～59頁。

#### 四 先導的事例—宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校

一九九四（平成六）年に宮崎県立五ヶ瀬中学校・高等学校は、全国初の公立の中高一貫教育校として開校した。学校教育法の改訂により、一九九九（平成一一）年四月、六年制の中等教育学校へと移行した。同学校は山間部にある学校で、構想段階だった頃、教育長であった児玉郁夫氏は、この学校において育成したい生徒像を「魚釣りうまい東大生」と表現している。それは「六年間学んだ結果、魚釣りの名人ができた。その子がたまたま東大に合格した」という意味である。つまり、従来の中高一貫校は、大学受験のためのエリート教育機関になっている場合が多くかったが、同校は人間性を養うことが第一であり、進学は追随的なものという考え方である。また、宮崎県教育委員会も「この学校の目指すところは、必ずしも受験エリートを育てるわけではない」と強調していた<sup>19</sup>。

同学校における建学の理念が独特で、「森林という自然の教育をフィールドとして、自然に対する畏敬の念を育て、若人らしい野性味や冒険心の育成と回復等に努め、豊かな人間性と創造力・協調性を培い、主体的に生きる人間の育成を図る」というものである。教育目標には、「恵まれた自然の中で感性を磨き、生徒一人一人の個性を開発する教育を通して、広い視野をもち、創造性豊かで、主体的に生きる人間の育成を図る」ことが挙げられている。この建学理念及び教育目標を見ると、五ヶ瀬中等教育学校が感性・個性・創造性・自主性、言わば豊かな人間性の形成を大切にしていることが明白になった。

五ヶ瀬中等教育学校は一学年一学級四〇人が定員で、現在（二〇〇二年一一月）は二三七人が在籍している。そして、全寮制を導入し、生徒は校舎に隣接する寮で寝起きする。入学者選抜については、受験者は小学校長の推薦が必要である。選抜検査は学力検査を課さない入試を採用し、調査書、集団面接及び適性検査（グループでの活動状況を観察する）の結果などから第一次合格者を決定する。その後、公開抽選により最終合格者を決める。

さて、同校は中高一貫教育の利点と自然環境、とりわけ森林環境に恵まれた学校の特色を活かしていくために、森をベースにする、体験・地域重視の「フォレストピア学習」（総合的な学習）というユニークな教科を設けている。この「フォ

<sup>19</sup> 『夕刊ディリー』1992年5月18日、日高祥子『宮崎県の公立中高一貫教育に関する考察』24頁  
<http://www.littera.waseda.ac.jp/daigaku/soturon/09hidakaindex.html> より引用。

「レストピア」とは森林（フォレスト）と理想郷（ユートピア）をあわせてつくられた言葉であり、人が森林の恵みを上手に利用して、いきいきと心豊かな生活ができるところ、すなわち「森林理想郷」という意味がある<sup>20</sup>。

「フォレストピア学習」の実施については、まず、前期課程（中学校）一・二年において、主に「触れる」、言わば直接体験することに力点が置かれる。一年生、二年生は地域的で身近な具体的対象に目を向け、実習・見学・調査・製作等を中心とした「地域基礎Ⅰ」・「地域基礎Ⅱ」を履修する。三年においては、「考える」「調べる」ことが基本とされ、「五ヶ瀬学」が設置された。「五ヶ瀬学」は、「地域基礎Ⅰ・Ⅱ」の学習経験をもとに興味・関心をもった内容について生徒一人一人が選択していく講座制とした教科である。選択方法としては、「地域基礎Ⅰ」の講座（動植物、水、地質と星座）から年間二つを、さらに、「地域研究Ⅱ」の講座（産業、信仰と民話、民謡、民具）から二つを選択し、あわせて四つの講座を選択している。年間を通して直接体験を取り入れながら実験、調査活動等を取り入れていき、郷土の教材化の集大成として位置づけている。また、この年は中学校三年間の軌跡として、これまでの学習で興味・関心をもつ事柄について卒業課題研究として取り組み、研究集録を作成している<sup>21</sup>。

それから、後期課程（高等学校）においては「環境と人間」という教科が新設され、自ら課題を設定し、探り、発表するという活動に力点が置かれる。「環境と人間」は七つの科目に分かれており、四年生において「森林文化Ⅰ」・「環境科学Ⅰ」・「天文観察Ⅰ」を、五年生において「森林文化Ⅱ」・「環境科学Ⅱ」・「天文観察Ⅱ」を設置し、これまでの学習の中から、生徒の興味・関心に応じて科目を選択することができる選択科目制になっている。四年生の学習は、実験調査などを通して科学的思考法で考察すると共に、第五学年の本格的な探究活動への知識、技能の習得を目指し、年間を通じて「学習領域」が位置付けられている。五年生での学習展開は、「探る」を基本として、四年生のおわりに各個人で設定した研究課題を探求していく活動に一年間の全てのフォレストピアの授業時間をかけて取り組ませる。また、五年生のときは中学三年時の経験を活かして、『研究集録』を作成する。六年においては、「広める」ことを基本とする。六年生のときは「フォ

<sup>20</sup> 宮崎中等教育学校ホームページ [http://www.miyazaki-c.ed.jp/gokase-h/school/index\\_s.htm](http://www.miyazaki-c.ed.jp/gokase-h/school/index_s.htm)

<sup>21</sup> 宮崎県立五ヶ瀬中学校・高等学校「中等教育学校へ向けて」『中等教育資料』1999年2月、32頁。

「レストピア学」を学び、それまでの五年間の体験で得た認識を拡大・深化・発展させながら、六年間の集大成として、卒業課題研究を論文にまとめる。また、『公開講座』や『シンポジウム』を開催する。これらの活動を通して、環境と人間にについての全体的な展望を持たせ、広い視野を持ち、創造性豊かで主体的に生きる人間の育成を図っている<sup>22</sup>。

総じて言えば、「フォレストピア学習」では、森林や地場産業、伝統文化等を媒体とした人間の交流、地域との連携などの自然体験や社会体験を中心にする体験学習が積極的に導入されている。この六年間一貫の特色ある教育課程は、従来の詰め込み教育ではなく、触れる（中学一年・二年）→考える・調べる（中学三年・高校一年）→探る（高校二年）→広める（高校三年）といった段階を踏んだ学習活動を通して、「自ら考え」「自ら学び」「自ら問題を解決する」、いわゆる「生きる力」を持つ人間の育成を目指しているのである。

なお、この「フォレストピア学習」の時間配分については、前期課程では二週間に一回、四時間連続で授業が行われ、年間七〇時間がこの教科に充てられる。後期課程でも二週間に一回、三時間連続で授業が行われる。つまり、中高一貫のカリキュラムで浮いた時間がこれらの授業に当てられる。前期課程ではこの七〇時間だけでなく、一般の教科の一部の時間もこの教科にあてられる<sup>23</sup>。

体験学習を中心とした「フォレストピア学習」の実施のほか、ファミリー制度による教育課程外活動の充実は五ヶ瀬中等教育学校のもう一つの特徴である。ファミリーとは、中学一年生から高校三年生までの各年齢の生徒に職員一名を加えた七～八名の異年齢集団である。これは先輩や職員が兄や姉、そして親として寮生活や学校生活の様々な場面で一緒に活動するという制度である。ファミリー制度を取り入れ、学校行事等でも活用しているという措置だけでなく、生徒の活動については、①ハウスマスターと呼ばれる教師（六名）が生徒と生活を共にしながら生徒の学習指導・生活指導・教育相談等生活全般の指導に当たること、②上級生が下級生を指導するリトルティーチャーの学習を採用すること、③厨房に入つての勤労体験学習④天文台研修、郷土芸能鑑賞、動物飼育、菜園活動など、様々

<sup>22</sup> 五ヶ瀬中等教育学校「フォレストピア圏域における本校の意義と可能性～共同体と学校～」  
<http://kansas.ceser.hyogo-u.ac.jp/~fujimoto/report/sogol.htm>

<sup>23</sup> 日高祥子『宮崎県の公立中高一貫教育に関する考察』23頁。

<http://www.littera.waseda.ac.jp/daigaku/soturon/09hidakaindex.html>

な工夫を凝らしている<sup>24</sup>。

一方、地域との連携という観点から、五ヶ瀬中等教育学校は前述した「フォレストトピア学習」の授業に地域住民である校外特別講師を招いている。生徒と地元の人達との交流の場として短期のホームステイも実施している。さらに、五ヶ瀬町内に古くから伝えられている神楽や五ヶ瀬太鼓等の継承にも力を入れている。

こうして、全県から広く生徒を募集し、自然を教材とし、地元の人々を講師に迎えて学ぶ地域交流授業を取り入れることによって、また過疎地に教職員の家族と生徒が住むことによって、五ヶ瀬町という過疎地の学校を再生するとともに、五ヶ瀬町の町おこしに貢献し、地域開発のための後継者作りにも寄与した点に、この中等教育学校の大きな特徴がある<sup>25</sup>。

以上のように、五ヶ瀬中等教育学校では、恵まれた自然と郷土の人的環境を活用した体験学習の実施、個性の重視とその伸長を期した独自の選択教科・科目の導入、全寮制による規律ある生活習慣・基本的学習習慣の確立、地域社会の人々との積極的な交流等々の取り組みによって、「自立心の育成」・「向上心の伸長」・「創造性の醸成」という指導目標が達成されつつある。

また、五ヶ瀬中等教育学校は去（二〇〇二）年春、中高一貫として三回目の卒業生三八人を送り出した。その卒業者の進路状況を見ると、浪人四人を除き、全員が大学や短大に進学した。早稲田大、名古屋大など有名大進学者もいる。高校に相当する後期課程（四～六年のカリキュラム）は、「環境と人間」という総合学習の教科を別にして、全日制・普通科高校とほぼ同じで、県教委は「順調な実績ではないか」と話している<sup>26</sup>。これは、地域との係わりを図ったり、自然体験も多くさせたりするゆとりある教育課程を組むこと、言わば感性を養う教育、個性を伸長する教育を推進しつつ、一般の普通教育を実施することによって中等教育学校には、「魚釣りのうまい東大生」を養成する可能性があることを図らずも証明した形になったのである。

<sup>24</sup> 「宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校概要」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/ikkan/10/gokase.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/10/gokase.htm)

<sup>25</sup> 伊藤正純「公立中高一貫教育導入からみえてくるもの」『教育評論』1999年11月、12頁。

<sup>26</sup> 每日新聞2002年11月25日東京朝刊。

## おわりに

公立に導入された中高一貫教育は、本来、学校制度と高校入試によって前期と後期に分断されている中等教育を統合し、生徒の進路をめぐる選択肢を増やそうという試みである。これは臨教審以来の「個性重視の原則」「選択の機会の拡大」という改革の路線に沿った新しいタイプの高校の一つとして位置付けられる。また、現在、推進されている単位制高等学校・総合学科の拡充、教育課程の弾力化、他校での単位認定など、いわば「横の多様化・複線化」に対して、中高一貫教育の選択的導入は「縦の多様化・複線化」を実現するものである。

中高一貫教育は、六年間の一貫教育から生ずる「ゆとり」を活用して、主体的な学習を基本にする特色ある教育活動を幅広く効果的に展開しようとするに、大きな意義がある。また、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校の実践例から、中等教育学校において六年間を見通した長期的・継続的な教育活動を実施することが可能であり、その中から生じるゆとりの中でより個性を伸ばす教育を行い、豊かな人間性を持つ生徒の育成が期待できることが明確になった。特に体験学習や地域との連携に重きを置いた「フォレストピア学習」は、学習への興味・関心を醸成することが考えられるとともに、大自然の教育力を取り戻したり、過疎地を活性化したりすることも考えられる。

しかし、こうした意義や利点がある一方、一部中等教育機関への中高一貫教育の選択的導入による複線化は受験勉強の低年齢化と受験教育の過熱化への恐れがありにも大きい。言い換えれば、すべての児童・生徒に保証する制度ではなく、一部の「選ばれた子どもたち」にしか当てはまらないという一貫校と非一貫校の二分化は、機会の不平等を招き、学校教育システム全体の競争的格差を構造化することになる。

この危惧については中央教育審議会は一貫校を「受験エリート校」にしないために、入学者の決定にあたっては、学力試験は行わず、学校の個性や特色に応じた適切な方法（抽選、面接、小学校からの推薦、調査書、実技検査などの多様な方法の組合せ）による選抜は原則とする。しかし、どのような選抜が行われようとも、一貫校の受験競争がなくなるというわけではない。なぜなら、広域募集・広域選抜が行われるかぎり、一貫校のエリート校化は免れがたいからである。

一方、一貫教育の導入によって子供達は中学進学段階でどちらに進学するか決

めなければならないことになる。小学生が中学校を自主的に選択することは困難なので、親の関心・選択が優先される。一貫校は予算面や施設面、運営面などで一般の中学校よりも優遇されるため、教育熱心な家庭の子供が多くなることになり、結果的に入試競争の低年齢化を引き起こすことになるに違いない。

このように、知識偏重を排した中高一貫特有のカリキュラムを開発したり、異年齢集団による学習活動を展開したりすることは「生きる力」の育成に役立つ。しかし、中高一貫校において、ゆとりのある教育を実施し、個性の豊かな生徒を養成しつつ、同時に選択的導入によるエリート校化と入試競争の激化という危惧を抜本的に解決するには、やはり全ての青少年が高校入試の重圧から解放されなければならないと考えられるのである。